

第 16 回石岡市農業委員会総会会議録

1 開催年月日 令和 7 年 10 月 10 日（金）

2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1 階 会議室

3 出席委員 1 番 水 谷 政 利 2 番 小 野 もと子 3 番 石 崎 吉 男
4 番 廣 瀬 栄 5 番 山 崎 美 榮子 6 番 飯 村 伸 一
7 番 三 輪 正 8 番 高 橋 浩 9 番 萩 原 重 信
10 番 高 野 濟 11 番 山 口 和 明 13 番 本 岡 孝
14 番 小 松 與 平

4 欠席委員 12 番 栗 原 茂

5 事務局 事務局長 櫻 井 浩 司 課長補佐 大和田 誠
係 長 山 本 茂 輝

6 審議議案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 3 号 非農地証明願の意見の決定について

議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

7 会議の顛末

開 会 午後 3 時 2 0 分

議長）只今より、第 16 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 13 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、5 番山崎委員、6 番飯村委員の 2 名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1 班、水谷委員、山崎委員、

本図委員、大関推進委員、小林推進委員、2班、小野委員、三輪委員、高野委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3 番については、許可することに決定いたします。続いて、4 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 4 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 3 名で約 28 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、果樹を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、4 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。4 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号の 4 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 2 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、現在アパートに暮らしておりますが、子供の成長により手狭なため、自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、雨水浸透枳により敷地内浸透処します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流いたします。転用することによって周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 1 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案 2 第号 2 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、ガラス・サッシの卸売業を営んでおりますが、工場の用具及び資材の置場が狭くなったため、本申請地を資材置場に転用し、自身が役員を務める法人に貸付けるべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 3 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10 h a 以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に当たりますので、第 1 種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、父所有の家に自身の家族 4 人と暮らしておりますが、子供の成長に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 3 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、設置済の太陽光発電設備の定期的なメンテナンス作業を行うために、申請地を進入路として使用するため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設の設置工事を予定しており、工事車両の搬入路として、本申請地を一時転用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人が、住職を務める寺院において、今般、副住職の庫裡（住宅）が必要となり新築することになりました。また、申請地に隣接する礼拝堂等の増築も行うことになり、これに伴い開発行為となることから、雨水浸透池の設置が必要となります。雨水排水処理は、浸透池にて処理を行います。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理槽で処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって7番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、再生可能エネルギー普及のため、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、再生可能エネルギー普及のため、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 10 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、再生可能エネルギー普及のため、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 10 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 11 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、再生可能エネルギー普及のため、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するべく、申請に及んだものです。本申請地は、事業者は異なりますが、令和 5 年 12 月に同じ転用目的で、農地法第 5 条の規定による許可申請が提出された農地です。当時の許可申請については、「石岡市太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例」の実施協議前に、周辺住民等からの同意が得られず、調整に相当の期間を要することを理由に許可申請が取り下げられています。本申請についても、太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には該当しており、事前協議は終了しておりますが、申請人及び近隣住民に確認したところ、現時点で住民説明会は実施しておらず、市との実施協議には移っていない状況にあるとのことです。よって 11 番については、現時点では実施協議の完了が見込めないことから、申請目的実現の確実性がある状況とは言えないため、今回は保留とし、来月以降に継続審議すべきものと判断しました。委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、11 番について、継続審議とすることに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、11 番については、継続審議とすることに決定いたします。只今の、議案第 2 号の 11 件の申請については、11 番（継続審議）を除く、10 件について許可するものと決定いたしました。次に、議案第 3 号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第 3 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠や雑木が生え、山林化しており、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第 3 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、住宅敷地の一部として使用され、20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、2 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2 番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2 番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第 3 号の 2 件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 4 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号から第 3 号についてですが、内容は議案書 7 ページから 11 ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第 1 号から報告第 3 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、報告第 1 号から報告第 3 号について終了いたします。次に、石岡市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてを協議いたします。事務局より、石岡市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 石岡市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)の説明が終わりました。石岡市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、石岡市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 16 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 0 5 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 7 年 10 月 10 日

議事録署名人

議 長

5 番

6 番